

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年10月23日(木)午後3時から午後5時まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

2番	菱木信治	委員	3番	伊能正啓	委員
4番	熱田幸子	委員	5番	鈴木一郎	委員
6番	江波戸博	委員	7番	大木岩五郎	委員
8番	岩井淳	委員	9番	渡邊弘仁	委員
10番	實川元久	委員	11番	塚本虎之助	委員
12番	椎名正和	委員	13番	伊藤定夫	委員
14番	川口京子	委員	15番	太田忠治	委員
16番	大木清	委員	17番	及川誠	委員
18番	大木一夫	委員	19番	伊藤秀雄	委員
20番	加瀬浩市	委員	21番	林豊	委員
23番	大木傳一郎	委員	24番	石毛利雄	委員
25番	菅谷守夫	委員	26番	伊藤幸夫	委員
27番	熊切清	委員			

4 欠席委員(2名)

1番 鈴木正夫 委員 22番 増田正義 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
4件

議案第3号 農地買受適格証明願について 1件

議案第4号 平成26年度第4次農用地利用集積計画(案)について(別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか2名

(匝瑳市産業振興課)

職員2名

## 7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成26年度10月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 　本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、3番伊能正啓委員、4番熱田幸子委員を指名  
いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長 　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案第1号、番号1番と3番は賃借権に関する件、2番と4番から11  
番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から11番までを議案書を基に朗読】

番号1番から11番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3  
条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお

願います。

13番 番号1番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

9番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

25番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

番号4番について、譲受人は長年申請地を耕作し、また意欲的に営農も  
していることから問題ないと思われ  
ます。

5番から6番について、互いの農地を交換し経営の効率を図るもので、  
双方とも意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

7番から8番について、互いの農地を交換し経営の効率を図るもので、  
双方とも意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

16番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

10番 番号10番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思わ  
れます。

21番 番号11番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思わ  
れます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打  
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙  
手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

**【議案第2号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】**

番号1番と2番は、譲受人は同一人です。太陽光発電設備用地として現況雑種地5577㎡を借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、太陽光発電設備用地として畑計790㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、駐車場及び車両置場用地として畑991㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

27番 番号1番と2番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

本申請地は昨年の6月に太陽光発電施設を計画する目的で県知事の許可を受けて工事は完了しています。今年10月15日付けで県知事より許可が取り消され、その後事業者を変えて本案件が提出されました。工事が完了していることから、始末書が提出されています。

15番 番号3番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。2種農地であり周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

10番 番号4番について、申請者は自動車修理業を営んでいます。会社の駐車場及び車両置場を計画するものです。2種農地であり周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

3 番 番号1番と2番について、許可取り消しがされた案件であれば工作物を撤去して新たに申請をすべきではないのですか。

23番 事業継承をする案件ではないのですか。

事務局 事業を実施した事業者が許可申請を行った事業者と異なっていることが判明したので、許可権者と協議した結果、本案件が提出されました。

23番 前回の申請内容は虚偽であったことになりませんか。

19番 今後、他の事案でも起こり得るケースだと思います。充分注意すべきだと思います。

15番 許可相当か不許可相当かの意見を付け進達することとなりますが、いずれにせよ意見を付して進達すべきだと思います。

議 長 暫時休憩します。

議 長 会議を再開します。

15番 番号1番と2番は他の案件とは別に審議採決してはいかがですか。

議 長 ただ今、番号1番と2番は別に審議採決してはとの意見がありました。これに御意見はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 御異議なしと認め、番号1番と2番は他の案件とは別に審議採決します。

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号1番と2番については許可相当とし、前許可者に対し意見を送付したいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規

定による許可申請に係る意見決定について」番号1番と2番について許可相当とし、前許可者に対し意見を送付することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番と4番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。  
申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

**【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】**

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、申請者は意欲的に営農をしています。隣接地を耕作しているので規模拡大を図るものです。労働力や通作距離等からみても問題ないと思われま

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地買受適格証明願について」の番号1番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「平成26年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

**【農地銀行運営委員会からの報告】**

議長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。詳細については、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「平成26年度第4次農用地利用集積計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第4号「平成26年度第4次農用地利用集積計画(案)について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第3号 農地買受適格証明願について	1件
議案第4号 平成26年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)	
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
利用権の中途解約に係る通知について	1件



でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年10月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。